

令和7年第1回基山町議会（定例会）会議録（第7日）						
招集年月日	令和7年3月4日					
招集の場所	基山町議会議場					
開閉会日時 及び宣告	開議	令和7年3月21日	9時30分	議長	重松一徳	
	閉会	令和7年3月21日	9時53分	議長	重松一徳	
応（不応） 招議員及び 出席並びに 欠席議員 出席13名 欠席0名	議席 番号	氏 名	出席等 の 別	議席 番号	氏 名	出席等 の 別
	1番	工 藤 絵美子	出	8番	大久保 由美子	出
	2番	水 田 志 保	出	9番	末 次 明	出
	3番	中牟田 文 明	出	10番	栗 野 久 明	出
	4番	佐々木 教 雄	出	11番	大 山 勝 代	出
	5番	中 村 絵 理	出	12番	松 石 信 男	出
	6番	天 本 勉	出	13番	重 松 一 徳	出
	7番	松 石 健 児	出			
会議録署名議員		4番	佐々木 教 雄	5番	中 村 絵 理	
職務のため議場に 出席した者の職氏名		(事務局長) 井 上 克 哉		(係長) 天 野 拓 也		(書記) 真 崎 静
地方自治法 第121条 第1項に より説明の ため出席 した者の 職 氏 名	町 長	松 田 一 也		産業振興課長	大 石 顕	
	副 町 長	熊 本 弘 樹		まちづくり課長	井 上 信 治	
	教 育 長	柴 田 昌 範		定住促進課長	山 田 恵	
	総 務 課 長	平 野 裕 志		建 設 課 長	今 泉 雅 己	
	企画政策課長	亀 山 博 史		会 計 管 理 者	寺 崎 博 文	
	財 政 課 長	吉 田 茂 喜		教 育 学 習 課 長	古 賀 浩	
	税 務 課 長	古 賀 満 宏		福 祉 課 参 事	松 田 美 紀	
	住 民 課 長	藤 田 和 彦		こども課保育園長	舟 木 徳 茂	
	健康増進課長	村 上 妙 子		産業振興課参事	佐 藤 定 行	
	福 祉 課 長	戸 井 竜 二		まちづくり課図書館長	城 本 直 子	
こども課長	山 本 賢 子		建 設 課 参 事	酒 井 孝 行		
議 事 日 程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会 議 の 経 過	別紙のとおり					

会議に付した事件

- 日程第 1 予算特別委員長報告（付託議案第23、24、25、26号）
討論・採決
- 日程第 2 議案第23号 令和 7 年度基山町一般会計予算
- 日程第 3 議案第24号 令和 7 年度基山町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 4 議案第25号 令和 7 年度基山町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 5 議案第26号 令和 7 年度基山町下水道事業会計予算
- 日程第 6 所管事務等の調査について（総務文教常任委員会、厚生産業常任委員会、議会運営委員会）

～午前9時30分 開議～

○議長（重松一徳君）

ただいまの出席議員数は13名で定足数に達しておりますので、本日の会議は成立しました。
去る14日から休会中の本会議を開議します。

日程第1 予算特別委員長報告

○議長（重松一徳君）

日程第1. 予算特別委員長報告を議題とします。

まず初めに、予算特別委員長の審査報告を求めます。大久保由美子予算特別委員長。

○予算特別委員長（大久保由美子君）（登壇）

皆さんおはようございます。ただいまより予算特別委員会審査報告を行います。

議案第23号 令和7年度基山町一般会計予算

議案第24号 令和7年度基山町国民健康保険特別会計予算

議案第25号 令和7年度基山町後期高齢者医療特別会計予算

議案第26号 令和7年度基山町下水道事業会計予算

本委員会は、3月10日付付託された上記の議案を審査の結果、原案を可決すべきものと決定したから、会議規則第76条の規定により報告します。

審査の方法は、施政運営方針、議案及び各種資料に基づいて審査を行いました。

なお、施政運営方針、当初予算事業説明書、議案第23号、議案第24号に対する審査の経過は、次のとおりです。

1 令和7年度基山町施政運営方針

施政運営方針の前文に、町民や町外の方が基山町への思いや考え、活動等を通して誇りや自信を持つことを「kiyamaプライド」と呼び、その考え方を進めていくと示している。

「kiyamaプライド」を掲げた思いと言葉の定着についてただしたところ、本町に生まれ育った人や町外から移住してきた人だけでなく、町内に勤務している人や本町のために行動し活動される全ての人がつながり、基山町を誇らしく思ってもらうことである。定着に向けて、適宜伝えていきたいとの説明を受けました。

新たな企業誘致の具体策や本社等の誘致についてただしたところ、まずは、誘致場所の選定や確保と並行して、製造業やIT企業の誘致に取り組みたい。また、近年は町内の事業者が町外へ転出しているため、その対策も重要であるので配慮していきたい。あわせて、U

ターン人材や移住と就職マッチング制度を生かして雇用を増やしていきたいとの説明を受けました。

歳入 17款 寄附金

ふるさと応援寄附金は、前年度比35%減の6億5,000万円を計上している。行政の事業等に使いやすい寄附金であるため、大幅な減額の原因と今後の商品開発についてただしたところ、本町にある清涼飲料製造会社のペットボトル飲料水は、返礼品として最も人気があり、ふるさと納税に大きく寄与していたが、人気のお茶をはじめ品目の3分の2が対象品目外となったため減額とした。新たな返礼品の開拓について、本町には柿や酒をはじめとした品目が増えているので、商品開発をしっかりと支援していくとの説明を受けました。

当委員会としては、寄附金額の大幅な変動は、中長期的な事業計画にも影響することから、コンサルタント等を起用するなどのアイデアを出し合い、安定的な財源確保に努めるよう提案しました。

歳出 4款 衛生費 (6)環境衛生

公共施設等への太陽光発電設備導入調査や地球温暖化対策実行計画に基づいた予算が計上されていない理由についてただしたところ、令和7年度は、個人向け家庭用太陽光発電システム及び電気自動車等の購入費とは別に、公共施設等への太陽光発電設備設置の申請を考えているとの説明を受けました。

当委員会としては、令和7年度以降の公共施設等の脱炭素化事業について、経緯を含め、議会に説明するよう提案しました。

下水道事業会計

汚水ポンプ場建設の継続事業はじめ、新年度は多額の事業費を計上している。安定的な事業経営を行うため、企業債、一般会計からの補助金、使用料の値上げのうちいずれの方法を取るのか優先順位についてただしたところ、企業債については、起債できるものは起債していきたい。一般会計からの補助金の増額については、一定のルールがあるので考えていない。使用料については、下水道利用者を増やすことが営業利益につながるもので、宅地開発された住宅や企業からの下水道接続の促進を図り、使用料を増やすことを優先する。下水道使用料の値上げは当面は考えていないとの説明を受けました。

2 令和7年度当初予算事業説明書

(1) 難聴者補聴器購入費助成事業について

40歳以上の中等度難聴者へ補聴器購入費の一部を助成することで、難聴者の外出や地域交流等の社会参加を支援し、認知症を発生するリスクの軽減等を図る事業である。申請方法や周知についてただしたところ、助成を受ける場合は事前に役場で申請書を受け取った後、医師の意見書、補聴器の見積書、仕様書の添付が必要である。また1度助成を受けてから、5年間は再申請できない。周知の方法については、町ホームページや広報きやま等への掲載のほか、リーフレットの配布、町内の医療機関や補聴器販売店にポスター掲示を依頼するとの説明を受けました。

当委員会としては、補聴器購入後の申請はできないので、早めの情報提供や申請時に丁寧な説明を行うこと。また、今後継続的な予算を計上するのであれば、助成を受けた補聴器購入者の利用状況を調査し、有用な事業予算になるよう提案しました。

(2)水泳授業委託

町内の2小学校のプールにかかる年間維持費についてただしたところ、維持費は50万円ほどであるが、別に循環ろ過装置や機械設備等の修繕が数年置きに100万円から300万円、10年ごとの機械設備の更新に1,000万円程度かかる。また、授業前に水質管理の安全点検等を行う必要があるとの説明を受けました。

民間委託した際の学級担任の対応についてただしたところ、引率や水泳指導中の安全確保、学習に必要な情報確認等を行うことになる。文部科学省も施設の老朽化対策や教職員の働き方改革につながるため、委託の情報を発信しているとの説明を受けました。

当委員会としては、委託に当たり安全面に配慮したマニュアル作成と保護者への丁寧な説明を行うこと。今後は町外でも委託する学校も増えていくことから、継続的な委託契約に努めるよう提案しました。

(3)基肄城跡保存整備事業（文化財保存活用事業）

全体的な事業計画についてただしたところ、令和5年度に基肄城跡保存整備基本設計計画を作成し、1期を5年間として、2期に分け10年かけて整備を実施していく。1期目は5億円程度を想定しているが、2期目は実施設計を行っていないのでまだ算定できないとの説明を受けました。

当委員会としては、全体計画による整備箇所や実施事業について議会に説明するよう提案しました。

3 令和7年度一般会計予算事項別明細書

(歳出)

2款1項15目12節 基幹系情報システム改修委託料 1億1,450万4,000円

2款1項15目13節 基幹系情報システムクラウドサービス使用料 1億4,375万1,000円

令和3年に「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」が成立し、地方公共団体に対し、標準化対象事務（児童手当、住民基本台帳、個人住民税など20業務）について標準化基準に適合した情報システム（標準準拠システム）の利用が義務づけられた。

この自治体情報システムの標準化・共通化による各自治体の人的・財政的な負担の軽減や住民へのサービス提供等の向上につながるとともに、オンライン申請等を全国に普及させるためのデジタル化の基盤を構築するものであり、原則、令和7年度までに円滑な移行を目指すこととされている。

これに伴い、基山町ではどれくらいの負担軽減になるのかとただしたところ、基山町の基幹系情報システムの改修費（イニシャルコスト）については、全額国の補助であるため自治体の負担はない。クラウドサービス接続に伴う使用料については、今後経常的に発生し、負担増加になる見込みであるが、現時点では国の財政的な支援はない。政令市など人口の多い自治体では負担軽減になるようだが、本町のような小規模な自治体ではむしろ負担増になるケースが多いとの説明を受けました。

システム標準化・共通化により、税制改正などの法律が改正された場合には、国が改修したシステムを自治体が利用していくのかとただしたところ、制度上はそうになり、自治体独自の改修費用はかからないため、その点はメリットであるとの説明を受けました。

当委員会としては、今後、自治体が経常的に発生するクラウドサービス使用料について、関係自治体と連携し、国に交付税措置を講じることなどを要望していくよう提案しました。

3款2項2目10節 修繕料588万4,000円

修繕料の概要についてただしたところ、基山っ子みらい館は建設から5年経過しているため公共施設等総合管理計画における個別施設計画に基づき、長寿命化を図るため南面外壁の防水処理と塗装を行う。さらに5年後は、外壁と屋根の修繕を行う計画であるとの説明を受けました。

外壁の傷みが早く、10年間で多額の費用がかかるので、劣化が進行しないうちに全体の調査を行い、修繕を実施すべきではないかとただしたところ、大きな改修を行っても定期的な点検整備は必要のため、今回早めに長寿命化の手だてを行うとの説明を受けました。

当委員会としては、建物の劣化が先々の修繕料の増加につながる可能性があるため、外壁の素材の代替案等を含め調査を行い、最良の対策を講じるよう提案しました。

10款 3項 1目14節 基山中学校プール解体工事3,500万円

今回の解体工事について、以前から計画していたのかただしたところ、中学校のプールは建設から33年が経過している。老朽化により使用するためには多額の修繕費が必要な状況であった。今回、新年度からの教育方針で、基山小学校の水泳授業を民間施設に委託するようになれば、小学校のプール施設は使用しなくなる。同プールは中学校のプールと比較して経過年数が浅く維持費が軽減できること、両学校が隣接しており授業に支障がないことなどの利点があるため、中学校の水泳授業で有効活用することになった。同プールの活用に伴い、中学校のプールは不要となるため、修繕費等の経費の削減にもつながることから解体することにしたとの説明を受けました。

4 令和7年度国民健康保険特別会計予算事項別明細書

6款 2項 1目12節 特定健康診査委託料1,359万円

特定健診を受診していない被保険者への取組についてただしたところ、受診の対象者には町ホームページや広報きやま等での周知や健診案内を個別に通知しているとの説明を受けました。

当委員会としては、医療費の抑制や高額医療費の削減のためにも、フレイルの予防策等と併せ特定健診の受診を促進し、健康増進につながるよう相談体制の充実と受診率向上に努めるよう提案しました。

以上で報告を終わります。

○議長（重松一徳君）

以上で予算特別委員長の報告が終わりました。

討論、採決を行います。

日程第2 議案第23号

○議長（重松一徳君）

日程第2．議案第23号 令和7年度基山町一般会計予算に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

ないようですので、討論を終結します。

議案第23号を採決します。

本案に対する予算特別委員長の報告は可決です。

本案を予算特別委員長報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（重松一徳君）

全員起立と認めます。よって、議案第23号は可決されました。

日程第3 議案第24号

○議長（重松一徳君）

日程第3. 議案第24号 令和7年度基山町国民健康保険特別会計予算に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

ないようですので、討論を終結します。

議案第24号を採決します。

本案に対する予算特別委員長の報告は可決です。

本案を予算特別委員長報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（重松一徳君）

起立多数と認めます。よって、議案第24号は可決されました。

日程第4 議案第25号

○議長（重松一徳君）

日程第4. 議案第25号 令和7年度基山町後期高齢者医療特別会計予算に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

ないようですので、討論を終結します。

議案第25号を採決します。

本案に対する予算特別委員長の報告は可決です。

本案を予算特別委員長報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（重松一徳君）

起立多数と認めます。よって、議案第25号は可決されました。

日程第5 議案第26号

○議長（重松一徳君）

日程第5. 議案第26号 令和7年度基山町下水道事業会計予算に対する討論を行います。
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

ないようですので、討論を終結します。

議案第26号を採決します。

本案に対する予算特別委員長の報告は可決です。

本案を予算特別委員長報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（重松一徳君）

全員起立と認めます。よって、議案第26号は可決されました。

日程第6 所管事務等の調査について

○議長（重松一徳君）

日程第6. 所管事務等の調査についてを議題とします。

本件については、総務文教常任委員会、厚生産業常任委員会及び議会運営委員会より提出された別紙所管事務調査事項記載どおり、会議規則第72条の規定により、本件を承認と決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

異議なしと認めます。よって、以上のとおり決定しました。

今期定例会に付議された事件は全て議了しました。

以上をもちまして令和7年第1回基山町議会定例会を閉会します。

～午前9時53分 閉会～

基山町議会会議規則第127条の規定により、ここに署名する。

令和 年 月 日

基山町議会議長 重 松 一 徳

基山町議会議員 佐々木 教 雄

基山町議会議員 中 村 絵 理